

静岡県国土交通大臣所管国有財産境界確定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県国土交通大臣所管国有財産事務処理規程（平成12年静岡県訓令乙第1号。以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、県が管理する国土交通大臣所管国有財産とこれに隣接する土地との境界確定について、国有財産法（昭和23年法律第73号）第3章の2に係る立入及び境界確定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(境界確定財産)

第2条 本要領を適用して境界確定を行うのは、県が管理する国土交通大臣所管国有財産のうち、静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）により市町が境界確定事務を処理することとされた財産以外の財産とする。

(境界確定申請適格者)

第3条 申請地を所管する土木事務所長（以下「所長」という。）は、次の要件を具備する者から申請があった場合に境界確定を行うものとする。

- (1) 申請地の所有権を有しているか又は所有権者から委任を受けていること。
- (2) 行為能力を有すること。

2 前項第1号の境界確定に関する事務を委任する例はおおむね次のような場合である。

- (1) 行政書士、土地家屋調査士等に委任するとき。
- (2) 共有地について、一部の共有者が他の共有者に委任するとき。
- (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。
- (4) 開発行為等に係るもので、土地所有者が多数であるため、土地所有者全員がその施行者に委任するとき。

(境界確定の申請)

第4条 第2条に掲げる国有地とこれに隣接する土地の境界確定をしようとする者に対しては、境界確定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の図書（第3号、第4号及び第5号には、確定しようとする境界線を朱書きする。）を添付して提出させるものとする。

- (1) 位置図（縮尺1/10,000～1/50,000の地図）
- (2) 案内図（代表的目的物から現地までの経路を示すもの）
- (3) 国有地との境界確定を求めようとする土地（以下「申請民有地」という。）の地積測量図（縮尺1/250～1/500）
- (4) 公図等写し（登記所備付けの地図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入押印する。）
- (5) 実測平面図（縮尺1/250～1/500）及び横断面図（縮尺1/100）
- (6) 申請民有地の登記事項証明書（申請日の前3か月以内に交付を受けたもの）
- (7) 隣接地所有者等一覧表（様式第2号）
- (8) 申請者の印鑑証明書（申請日の前3か月以内に交付を受けたもの。第17条の規定により自署により申請する場合は不要。）
- (9) 委任状（代理人が申請する場合。様式第3号）

(10) 戸籍謄本（相続等があった場合で、登記事項証明書から所有権者が不明のときに添付させるものとし、申請日の前3か月以内に交付を受けたものとする。）

(11) その他所長が必要と認めるもの。

2 前項第3号の地積測量図及び第5号の横断面図は、所長が境界を確定するために必要がないと認めるときには省略することができる。

3 申請者から印鑑証明書、戸籍謄本又は登記事項証明書の原本還付を請求された場合には、これらの写しをとり「 年 月 日、原本還付」と記載の上、担当者印を押印した後に、原本を還付するものとする。

（受付・書類審査）

第5条 申請書を受け付けたときには、境界確定申請書処理簿（様式第4号）に登載し、これを長期保存するとともに、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

(1) 申請者が申請適格を備えていること。

(2) 境界確定をしようとする国有地が第2条に規定する土地であること。

(3) 申請書に必要な事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

2 所長は、前項第3号の要件に欠ける申請があったときは期限を定めて補正を求めるものとする。

（立会等の通知）

第6条 所長は、申請が前条第1項各号の要件を満たしているとき又は申請者が前条第2項の補正を行ったときは、申請者に対し、立会場所、立会日時及びその他必要な事項を記載した境界立会通知書（様式第5号、第6号）により立会日時のおおむね10日前までに通知するものとする。

2 所長は、同時に立会が必要と認められる申請私有地の隣接地所有者（対側地所有者の立会を求めた場合は、対側地所有者を含む。）、利害関係人及びその他参考人等に対しては、申請者から立会を依頼させるものとする。なお、境界確定をしようとする土地及びその対側地について、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に基づく地図（以下「14条地図」という。）と当該土地の現況に相違がある場合、登記所備付けの地図が14条地図でない場合で県が所有する管理図面等と当該土地の現況に相違があるとき、又は14条地図及び県が所有する管理図面等がなく、当該土地において県が主張すべき境界と現況の相違が確認できない場合は、対側地所有者の立会を求めるものとする。

3 申請者からの依頼では立会に応じない者がいる場合で、所長がその者の立会を必要と認めるときは、所長自ら境界立会依頼書（様式第5号、第7号）により依頼するものとする。

（事前調査）

第7条 境界確定の実施に当たって必要があると認められるときは、事前に参考になる資料の収集、調査及び現地確認を行い、又は現地の調査、測量を行った上であらかじめ境界予定線を定めるものとする。

2 本要領に定める事務を行う職員（以下「事務担当職員」という。）は、他人の土地に立ち入る場合は身分証明書（様式第8号）を携帯し、関係者の請求があったときは提示しなければならない。

(現地における境界確定)

第8条 事務担当職員は、立会に当たり、申請書に添付されている隣接地所有者等一覧表により立会者を確認するものとする。

2 事務担当職員は、隣接地所有者等が立会を委任(様式第9号)した場合はその受任者を確認し、原則として立会者全員をもって境界確定の協議をするものとする。

3 事務担当職員は、現地立会者一覧表(様式第10号)に出席した立会者全員の署名を得るものとする。なお、隣接地所有者本人(対側地所有者の立会を求めた場合は、対側地所有者本人を含む。)の署名を得る場合には、本人確認を行うものとする。

4 事務担当職員は、境界確定の作業に際し、立会者が了知している既設杭の位置等の情報の提供を求めるものとする。

5 事務担当職員は、申請地の地積測量図、公図等写し、登記事項証明書その他の参考とすべき資料に基づいて境界確定の協議を行うものとする。

(境界確定協議の成立)

第9条 境界確定協議は、県知事、申請者、隣接地所有者(対側地所有者の立会を求めた場合は、対側地所有者を含む。)及び利害関係人の同意により成立するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 対側地所有者の立会を求めた場合において、公共用財産の幅、機能及び現況等、周囲の地物及び地形並びに立会者の意見等により、境界が客観的に明確と認められ、公共物の幅員の確保に支障がないと認められるときに、対側地所有者の同意がないとき。

(2) 利害関係人が借地し又はその土地に所在する建物を借家している土地の所有者が境界確定線について同意し、かつ、利害関係人が同意しないことに正当な理由がないと認められる場合に、当該利害関係人の同意がないとき。

2 事務担当職員は前項の規定による同意が得られたときは、境界確定報告書(様式第11号)を所長に提出し、長期保存するものとする。この場合において、前項ただし書を適用するものとしたときは、同意をしなかった対側地所有者及び利害関係人の意見、他の立会者の意見並びに境界の位置及び公共物幅員の確保についての検討内容等を詳細に記載しなければならない。

3 所長は、前項の境界確定報告書が適正なものと認められるときは、境界確定の協議を成立させるものとする。

4 事務担当職員は、第1項の規定による同意が得られない場合は、必要に応じ再度の立会を行った上で、協議が成立する見込みがないと認められるときは、境界確定不調報告書(様式第12号)を所長に提出し、10年間保存するものとする。

(境界確定図の作成)

第10条 所長は、境界確定協議が成立したときは、公図等写し、実測平面図及び横断面図を各2通提出させ、それぞれに確定した境界線を朱書きし、立会年月日及び境界標の位置等を記載するとともに、第16条で定めた方法により境界確定図を作成するものとする。なお、これによりがたいときは同意書(様式第13号)を提出させるものとする。

2 前条第1項ただし書の規定により対側地所有者又は利害関係人の同意なしで境界確定協議を成立させたときは、当該対側地所有者又は利害関係人については、前項の規定による境界確定図への自署押印及び同意書の提出は必要としないものとする。

3 所長は、境界確定図を作成したときは、境界確定通知書（様式第14号）に公図等写し及び境界確定図を添えて知事印を割印し申請者に交付するものとする。

（境界標の設置）

第11条 所長は、境界確定協議が成立したときは、原則として、境界標（コンクリート杭、金属板等）を支給し申請者に設置させるものとする。

2 所長は永続性のある境界標を設置できないときは、境界確定図には境界確定線の測点と近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載するものとする。

（登記手続）

第12条 所長は、境界確定の結果、地積更正の登記を行う必要があると認めるときは、申請者等に対し、その手続を速やかに行うよう指導するものとする。

（申請書等の返戻処理）

第13条 所長は、おおむね次の場合には理由を付して申請書等を申請者に返戻（様式第15号）するものとする。

(1) 第5条第1項第1号の要件が欠ける申請の場合

(2) 第5条第1項第2号の要件が欠ける申請の場合

(3) 第5条第2項の規定により求めた補正が期限内に行われない場合

(4) 申請者と境界確定線について境界確定協議が成立しない場合

(5) 隣接地所有者が境界確定線について同意しない場合

(6) 利害関係人又は対側地所有者（立会を求めた場合に限る。）が境界確定線に同意しない場合で、当該同意なしに境界確定をすることが不適切であるとき。

(7) 申請民有地、隣接地又は対側地について、所有権確認等の争訟が行われている場合（訴訟内容により境界確定を行っても支障のない場合は除く。）

（証明書の交付）

第14条 所長は、境界確定通知後、境界確定申請者、境界確定に同意した隣接地所有者、又は求めに応じて第8条に基づく境界立会に出席した対側地所有者から境界確定の証明を求められたときは、境界確定証明書交付申請書（様式第16号）に次の図書を添えて提出させるものとする。

(1) 境界確定申請時の公図等写し（2部）

(2) 境界確定申請時の実測平面図（2部）

(3) 境界確定証明書交付申請時の当該証明書の交付申請者所有地の登記事項証明書

2 所長は、申請書を受理したときは、第5条に定める境界確定申請書処理簿等に基づいて境界を確認し、公図等写し及び実測平面図に境界線を朱書きした上、境界確定証明書（様式第17号）にこれを添えて知事印を割印し交付するものとする。

（公共事業等のための境界確定の特例）

第15条 国、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区等が公共事業又は公益事業を行うため境界確定が必要となった場合は、当該事業の事業主体は、境界確定協議書（様式第18号）に次に掲げる図書（第3号、第4号及び第5号には、確定しようとする境界線を朱書きする。）を添えて提出するものとする。

(1) 位置図（縮尺1/10,000～1/50,000の地図）

(2) 案内図（代表的目的物から現地までの経路を示すもの）

- (3) 公図等写し（登記所備付けの地図に縮尺、方位、転写年月日及び転写した者の氏名を記入押印する。）
- (4) 実測平面図（縮尺1/250～1/500）及び横断面図（縮尺1/100）
- (5) 隣接地所有者等一覧表（様式第2号）
- (6) その他所長が必要と認めるもの。

2 前項の場合には、第5条（第1項第1号を除く。）、第6条から第12条、第13条（第1号及び第4号を除く。）及び前条の規定を準用する。この場合において、「申請書」とあるのは「協議書」と、「申請者」とあるのは「協議者」と読み替え、第6条第2項中「申請民有地の隣接地所有者」とあるのは「国有地に隣接する土地の所有者」と第13条第7号中「申請民有地、隣接地又は対側地」とあるのは「国有地に隣接する土地」と読み替える。

（押印等の方法）

第16条 申請者が境界確定申請書、委任状、境界確定図又は同意書に押印する場合は、個人は実印、法人は代表者印（ともに印鑑証明書を添付）とする。

- 2 隣接地所有者又は対側地所有者が境界確定図又は同意書に押印する場合は、個人は自署の上認印、法人は代表者印とする。
- 3 隣接地所有者又は対側地所有者の代理人が立会う場合の委任状への押印及び利害関係人の押印は認印で差し支えない。
- 4 行政書士又は土地家屋調査士が申請書の申請者の代理人欄、公図等写し及び実測平面図へ押印する場合は、法令で定める職印とする。

（記名押印に代わる自署の取扱い）

第17条 規程第27条第1項ただし書の規定により、実印を要するとされているものについて自署としたときは、本人であることを確認した身分証明書等について、その種類、番号等を境界確定申請書処理簿の備考欄又は境界確定報告書の備考欄に詳細に記載し、その身分証明書等の写しを境界確定報告書に添付しなければならない。

- 2 規程第27条第1項ただし書の規定により本人確認をした後の自署については、同項の規定にかかわらず、本人確認をした自署と照合することにより本人確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この要領の施行の際改正前の要領の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この要領の施行の際改正前の要領の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際改正前の要領の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際改正前の要領の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の要領の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する証明書の様式については、様式第8号に代えて、地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年静岡県規則第14号）別記様式を用いることができる。

様式第1号

境界確定申請書

年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 様

住 所
申請者 氏 名 実印
(電話番号)
住 所
代理人 氏 名 印
(電話番号)

私は、下記土地と国有地との境界を確定したいので、必要図書を添えて申請します。

記

1 申請民有地

市 町 丁目 番地
郡 町 大字 字

2 境界確定を求める国有地

(1) 所在 ○○市町大字○○字○○ ○○番○○地先から○○番○○地先

(2) 種類 道路敷、水路敷、その他

3 境界を確定する公共物の種類

法定外公共物

4 申請理由

5 申請地の借地人・借家等の有無 (有 無)

6 添付図書

(1) 位置図 (2) 案内図 (3) 申請民有地の地積測量図

(4) 公図等写し (5) 実測平面図及び横断面図

(6) 登記事項証明書 (7) 隣接地所有者等一覧表

(8) 印鑑証明書 (9) その他 ()

様式第2号

隣接地所有者等一覧表

	所在地	公簿地目	公簿面積	所有者の住所 (電話番号)	同左の氏名	備考
相 隣 地						
対 側 地						
利 害 関 係 人				借地人・借家人等の住所 (電話番号)	同左の氏名	備考

- (注) 1 所在地には相隣地等の所在する公図等上の地番を記入すること。
 2 利害関係人とは、申請地の借地人、借家人等であり、備考欄にその区別等を記入すること。

委 任 状			
私は	市	町	番 号
			を代理
人と定め下記の行為を委任する。			
記			
1	土地の所在	(市 町 番 号)	
2	上記土地と国有地	(敷)	の境界確定に関する委任の範囲は次のとおりです。
	(1)	申請に要する図書及び資料の作成並びに提出に関すること。	
	(2)	現地協議に立会して協議に応じ、これに同意し又は同意を与えないこと。	
	(3)	境界確定の通知の受領に至るまでの事務	
	年	月	日
		住所	
		氏名	実印

様式第4号（用紙 日本産業規格A4横型）

境界確定申請書処理簿

（ 年度）

番号	受付年月日	申請者		土地の所在	種類	立会通知の日		立会実施年月日	確定数量(m)	確定通知年月日	不調年月日	返戻取年月日	証明書発行年月日	備考
		住所	氏名			申請者	隣接地所有者等							
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									
					:									

様式第5号（郵便はがき）

表は様式第7号（表）と共通
（表）

□□□ — □□□□

住 所

静岡県 土木事務所長

電話番号

担当者

（裏）

境界立会通知書

〇〇 年 月 日付けで申請のありました境界確定の立会を下記のとおり実施しますので、国有財産法第31条の3第1項の規定により通知します。

なお、申請地に隣接する土地所有者及び利害関係人等に対する立会依頼については、申請者が行ってください。

記

- 1 立会場所 番地
- 2 立会日時 月 日 午前 午後 時 分

3 その他

- (1) 上記日時に立会できないときは、あらかじめ御連絡をお願いします。
- (2) 当日、本書及び本人であることを証明できる身分証明書等（写真付きのもの）を御持参願います。
なお、代理人が立会されるときは、委任する旨の委任状を持参させてください。
- (3) 土地の境界について参考となる資料がありましたら御持参願います。
なお、当該土地の境界について参考人がいる場合には申請者においてお手配ください。
- (4) 雨天の場合は、延期します。（小雨決行）
再立会日は、後日通知します。
- (5) 本件についてのお問合せは表記へお願いします。

(裏)

境界立会依頼書

土地所有者（ 様）から境界確定の申請がありましたので、あなたの土地と国有財産（ 敷）の用に供される土地との境界について協議したいので、お忙しいところ誠に恐縮ですが、下記により、現地において立会をお願いします。

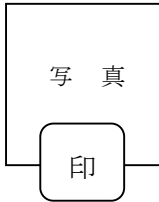
記

1 立会場所 番地 側

2 立会日時 月 日 午前 午後 時 分

3 その他

- (1) 上記日時に立会できないときは、あらかじめ御連絡をお願いします。
- (2) 当日、本書及び本人であることを証明できる身分証明書等（写真付きのもの）を御持参願います。
なお、代理人が立会されるときは、委任する旨の委任状を持参させていただきます。
- (3) 土地の境界について参考となる資料がありましたら、御持参願います。
- (4) 雨天の場合は、延期します。（小雨決行）
再立会日は、後日通知します。
本件についてのお問合せは、表記へお願いします。

 <p style="text-align: center;">写 真 印</p>	<p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>補職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p>	<p>第 号</p>
<p>上記の者は、国有財産法第31条の2第1項の規定により国有財産の調査又は測量を行うため他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">交付年月日</p> <p style="text-align: center;">有効期間</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">静岡県知事 ○○○○ 印</p>		

<p>5 略</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p style="text-align: right;">国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄</p> <p style="text-align: center;">（他人の土地への立入り）</p> <p>第三十一条の二 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、その所属の職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 各省各庁の長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にもその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。</p> <p>4 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。</p>
------------	----------	----------	----------	---

用紙は厚質紙とし、寸法は日本産業規格 B 8 とする。

委 任 状

私は、市 町 番 号 を代理人と定め下記の行為を委任する。

記

- 1 土地の所在（市 町 番 号）
- 2 上記土地と公共用財産（敷）に係る境界確定に関する現地協議に立会して協議に応じこれに同意し、又は同意を与えないこと。

年 月 日

住 所

氏 名 印

現地立会者一覧表

- 1 市町立会者氏名
- 2 立会日 年 月 日
- 3 立会者一覧

立 会 者		代理人出席の場合		摘 要
立会者の署名	住 所	続柄	所有者等氏名	

- 4 その他
 - (1) 受付番号 (2) 申請地
 - (3) 申請人 (4) 代理人

(注)

- 1 本人以外の者が代理出席したときは、本人の氏名及び本人との続柄を記載すること。
- 2 配偶者及び一親等の親族の立会いには委任状は必要ないが、他の者が代理するときには委任状を提出させること。
- 3 身分証明書等で本人であることを確認した場合には、その旨及び確認資料の種類、番号等を摘要に記載すること。

境 界 確 定 報 告 書

静岡県知事 様

職氏名 印

下記のとおり境界立会をしたところ境界確定協議が成立したので報告します。

記

- 1 受付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 立会日 年 月 日
- 3 立会者

立会者	住 所	氏 名	備 考
申請者			
相隣地 所有者			
対側地 所有者			
利 害 関係人			

- 4 確定の方法 別記のとおり
- 5 境界が成立した公図等写し、境界確定図 別添のとおり
- 6 占用の有無 有 () ・無
- 7 その他

(注)

対側地所有者欄は、対側地所有者の立会を求めた場合に記載する。

確定の方法（確定の方法等についての特記事項）

境 界 確 定 不 調 報 告 書

静岡県知事 様

職氏名

印

〇〇 年 月 日付けで境界確定の申請があり、境界立会をしたが、今後も確定する見込みがないので下記のとおり報告します。

記

- 1 受付年月日及び番号 年 月 日 第 号
- 2 立会日 年 月 日
- 3 立会者

立会者	住 所	氏 名	備 考
申請者			
相隣地 所有者			
対側地 所有者			
利 害 関係人			

- 4 立会の経過 別記のとおり
- 5 申請者の主張との相違点
 - (1) 別記のとおり
 - (2) 公図等写し、実測平面図 別添のとおり
- 6 申請者以外の立会者の意見 別記のとおり
- 7 その他 別記のとおり

(注)

対側地所有者欄は、対側地所有者の立会を求めた場合に記載する。

特 記 事 項

1 立会の経過

2 申請者の主張と相違点

3 申請者以外の立会者の意見

4 その他

同 意 書

年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 様

私は下記土地と国有地（ 敷）との境界は、現地及び別添図面に表示されたとおり異議ありません。

記

- 1 土地の所在
市 町 番
- 2 隣接地等の所有者

土地の所在	左の土地所有者		
	住 所	氏名(自署)	印

- 3 別添図面 公図等写し 境界確定図

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 ○○○○ 印

境 界 確 定 通 知 書

○○ 年 月 日付けで申請のあった下記土地と国有地との境界については、別添公図等写し及び境界確定図に朱線で示したとおり確定したので通知します。

記

1 申請民有地

市 町 丁目 番地
郡 町 大字 字

2 境界を確定した国有地

- (1) 所在 ○○市町大字○○字○○ ○○番○○地先から○○番○○地先
- (2) 種類 道路敷、水路敷、その他

3 別添図書

- (1) 公図等写し
- (2) 境界確定図

(注) 境界確定通知書に添付する図書には静岡県知事印の割印をすること。

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 ○○○○ 印

境界確定申請書の返戻について

○○ 年 月 日付けで申請のありました境界確定申請書は、下記の理由により返戻します。

記

返戻する理由

境界確定証明書交付申請書

年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 様

住 所
申請者 氏 名
(電話番号)

下記土地と国有地との境界について証明願いたく申請します。

記

- 1 土地の所在（私有地）
市 町 丁目
郡 町 大字 字 番地
- 2 土地の所在（国有地）
(1) 所在 ○○市町大字○○字○○ ○○番○○地先から○○番○○地先
(2) 種類 道路敷、水路敷、その他
- 3 境界確定した公共物の種類
(1) 市町村道 (2) 準用河川 (3) 認定外道路
(4) 普通河川 (5) その他の法定外公共物
- 4 申請理由
- 5 確定年月日 年 月 日 第 号
- 6 添付図書
(1) 公図等写し（2部）
(2) 実測平面図（2部）
(3) 申請者所有地の登記事項証明書

第 号
年 月 日

様

静岡県知事 ○○○○ 印

境界確定証明書

○○ 年 月 日付けで申請のあった下記土地の境界については、別紙に朱線で示したとおり確定済みであることを証明します。

記

1 土地の所在（私有地）

市 町 丁目
郡 町 大字 字 番地

2 土地の所在（国有地）

- (1) 所在 ○○市町大字○○字○○ ○○番○○地先から○○番○○地先
- (2) 種類 道路敷、水路敷、その他

3 境界確定年月日

年 月 日 第 号

境 界 確 定 協 議 書

年 月 日

静岡県知事 ○○○○ 様

住所
施行者 氏名 印
(電話番号)

下記国有地の境界を確定願いたく必要図書を添えて協議します。

記

- 1 土地の所在（国有地）
 - (1) 所在 ○○市町大字○○字○○ ○○番○○地先から○○番○○地先
 - (2) 種類 道路敷、水路敷、その他
- 2 協議理由
- 3 添付図書
 - (1) 位置図
 - (2) 案内図
 - (3) 公図等写し
 - (4) 実測平面図及び横断面図
 - (5) 隣接地所有者等一覧表
 - (6) その他（ ）